

浜松市助産師会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は浜松市助産師会（以下「本会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 本会は母子保健に関する知識の普及並びに家族保健の改善に貢献し、専門的学術の研究につとめ、職業的地位の向上を図ると共に、助産師相互の親睦を目的とし次の事業を行う。

1. 母子保健の普及指導に関する事項
2. 母子保健事業の実施
3. 助産業務の振興に関する事項
4. 助産師育成に関する事項
5. 母子保健の調査研究に関する事項
6. 助産所経営の改善に関する事項
7. 会員相互扶助に関する事項
8. その他目的達成上必要な事項

(事務所)

第 3 条 本会は事務所は会長所在地に置く。

(組織)

第 4 条 本会に助産所部会、保健指導部会、勤務助産師部会を置く。

2. 助産所部会は、主として助産所を開設し、又は運営する会員をもって組織し助産所を開設し、又は運営する助産師の活動に関する事項を調査審議する。
3. 保健指導部会は、主として出張による保健指導を業とする会員をもって組織し、出張による保健指導に従事する助産師の活動に関する事項を調査審議する。
4. 勤務助産師部会は、主として病院等に勤務する会員をもって組織し、病院等に勤務する助産師の活動に関する事項を調査審議する。
5. 会員は、助産所部会、保健指導部会又は勤務助産師部会のいずれかに所属するものとする。

第 2 章 会 員

(資格)

第 5 条 本会の会員は公益社団法人日本助産師会の会員たる助産師であって、本会の目的に賛同して入会し、一般社団法人静岡県助産師会に所属する者とする。特別会員に限っては、その限りでないこととする。

2. 特別会員は満 75 歳以上の者とする。

(入退会)

本会に入会しようとする者は、入会申込用紙に所定の事項を記入し、本会に提出する。本会を退会しようとする場合も同様とする。

(会費)

第 6 条 会員は本会所定の会費を納めなくてはならない。

2. 年会費 正会員 8,000 円 特別会員 4,000 円とする。

(資格喪失)

第 7 条 会員が助産師でなくなったときは、会員たる資格を失う。

第 8 条 会費の滞納が 3 ヶ月以上に及ぶときは退会したものとみなす。

2.前項により退会したものとみなされた者が 6 ヶ月以内にその未納会費を納入したときその資格を回復する。

(除名)

第 9 条 会員であって本会員たる品位を傷つける行為があったときは、総会において3分の2以上の同意を得て、これを除名することができる。

第 3 章 役 員

(種類)

第 10 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 1名
4. 会計 1名
5. 監事 2名

(任務)

第 11 条 会長は本会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記は会長の旨を受けて本会の庶務を掌る。
4. 会計は会長の指揮に従い本会の会計を掌る。
5. 監事は会計監査を掌る。

(選任)

第 12 条 会長、副会長、書記、会計及び監事は総会において会員のうちから選出する。

(任期)

第 13 条 役員の任期は、選挙された通常総会の終了の翌日から始まり、2年後の通常総会の終了日までとする。

2. 会長、副会長、書記、会計及び監事に欠員を生じたときは補欠選挙を行う。
3. 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員は資格喪失による退職の場合を除き、任期満了又は就任の後であっても、その後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問)

第 14 条 会長の諮問に応ずるため、本会に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は幹事会の承認を得て会長がこれを依嘱する。

第 4 章 幹 事

(選任)

第 15 条 会長、副会長、書記、会計、並びに助産所部会、保健指導部会、及び勤務助産師部会の各部会長及び副部会長は幹事の資格を有する。

第 5 章 会 議

(種類)

第 16 条 会議は総会、役員会及び幹事会とする。

(決議)

第 17 条 会議の議事は特に定められた場合を除き、議決権のある出席人員の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の招集)

第 18 条 総会はこれを定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は、毎年 1 回会長がこれを招集し、臨時総会は、会長が必要と認め、且つ幹事会の承認を得たとき。又は会員の 10分の1 以上が会議の目的たる事項を示して会の開催を要求したとき、会長がこれを招集する。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的媒体を以て、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。
4. 総会は会員の 3分の2 以上の出席を以て成立する。

(総会付議事項)

第 19 条 次の事項は、総会の議決又は承認を得なければならない。

1. 事業報告及び計画
 2. 収支決算及び予算
 3. 会則の変更
 4. 役員及び推薦委員の選挙
 5. その他の重要事項
2. 会長は会務及び事業の概況を報告しなければならない。

(総会の議事運営)

第 20 条 総会に議長を置く。

2. 議長は総会前の幹事会において会員の中から選出し、総会において承認をうける。
3. 議長は総会の秩序を保持し、議事を整理して会議の運営を進行に責任を持つ。

(総会の議決権)

第 21 条 会員は議決権を行使できる。

2. 出席した会員の過半数を得て決議する。但し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

(役員招集)

第 22 条 役員会は、緊急事項につき会長が随時招集し会務を協議決定する。

第 23 条 前条の決定事項は次の幹事会に報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会の招集)

第 24 条 幹事会は、会長が必要と認めるとき、又は幹事の過半数の要求があったとき会長が招集する。

2. 会長が必要と認めるとき、構成員以外の者を召集することができる。但し議決権はない。

第 25 条 幹事会は、構成員の 2分の1 以上が出席し、且つそのうち 2 人が役員でなければ成立しない。

(幹事会の決議)

第 26 条 幹事会は次の事項について審議、決議する。

1. 会則第 2 条に掲げる本会の目的及び事業に関する事項
2. 本会と会員の連絡及び会務の処理に関する事項
3. 補欠役員及び会長が依嘱する委員の承認に関する事項
4. 特別委員設置に関する事項
5. 総会開催に関する事項

6. 会則に関する事項
7. 予算更生に関する事項
8. その他重要な事項

(幹事会の書面または電磁的媒体決議)

第 27 条 会長は、幹事会の付議すべき事項については書面または電磁的媒体を以て幹事に諮ることができる。

2. 幹事は原案について可否何れかを回答しなければならない。この場合、幹事の半数以上の書面または電磁的媒体による同意を以て議事を決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

3. 前項の場合において、会長は次の会議でその結果を報告しなければならない。

第 6 章 委 員 会

(種類)

第 28 条 本会に次の常任委員会を置く。

1. 推薦委員会(選挙管理委員会を兼ねる)
2. 会則委員会
3. 教育委員会
4. 災害対策委員会

2. 前項に掲げるほか、必要あるときは特別に委員会を置くことができる。

(定員並びに委員長選出)

第 29 条 推薦委員会及び会則委員会の委員は 3 名、教育委員会及び災害対策委員会の委員は 2 名とし、互選により委員長を定める。但し、必要に応じて増員することができる。

2. 会長は推薦委員会を除くその他の委員会に出席することができる。

(委員の選出)

第 30 条 推薦委員は、隔年通常総会において改選し、その任期は 2 年とする。その他の委員の任期も 2 年とし、任期満了年に会員の中から幹事会の承認を得て、会長が新しい委員を依嘱する。

(任務)

第 31 条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2. 会長の要求あるとき、委員長は会議に出席して報告しなければならない。

第 32 条 推薦委員会は役員及び推薦委員の推薦に関する事項を掌る。

2. 推薦候補者は定員以上を推薦しなければならない。

第 33 条 選挙管理委員会は、選挙の管理運営に関する事項を掌る。

第 34 条 会則委員会は会則の立案審議に関する事項を掌る。

第 35 条 教育委員会は会員の研究発表並びに教育に関する事項を掌る。

第 36 条 災害対策委員会は、災害に関する事項を掌る。

第 7 章 選 挙

(候補者の推薦)

第 37 条 役員の改選期の総会前に、推薦委員会により推薦される。

2. 投票前に、選挙管理委員会は確定した候補者名を発表する。

前項のほか、議場において候補者を推薦できる。但し、本人の承認を得なければならない。

い。

(投票時間)

第 38 条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了時間を定める。

(投票形式)

第 39 条 投票は全会員によって行われ、無記名、信任投票の形式とする。

(開票)

第 40 条 選挙管理委員会は投票終了後に開票作業にとりかかり、総会で開票結果を公表する。

(当選の決定)

第 41 条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。但し、同一職において得票数が同じであるときは、選挙管理委員長が籤で当選人を定める。

第 8 章 経 費 及 び 会 計

(経費)

第 42 条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入による。

(経理)

第 43 条 本会の経理は、役員会の議決を経て会長がこれを管理する。現金は確実なる銀行、信用金庫又は郵便局に預け入れて保管する。

(余剰金の処分)

第 44 条 年度末において余剰金を生じたときは、翌年度に繰り越すか、もしくは積立金として積み立てるものとする。

(予算並びに決算)

第 45 条 本会の予算に関する書類は会長が作成する。

2. 本会の決算は毎会計年度終了後、会長が収支決算書を作成し、監事の監査を受け総会において3分の2以上の議決を経る。

(会計年度)

第 46 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 会 則 変 更 及 び 解 散

(会則変更)

第 47 条 会則を変更しようとするときは、総会において出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第 48 条 本会は、総会において出席会員の3分の2以上の同意による議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第 49 条 前条により解散したときの本会残余財産は、総会の議決を経て、本会に近似する目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第 10 章 付 則

(細則)

この会則に定めてない事項は、公益社団法人日本助産師会の定款規則・細則並びに一般社団法人静岡県助産師会の定款・細則に準じ、幹事会の承認を得て会長が定めることができる。

(施行期日)

この会則は平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

※平成 9 年 6 月 1 日一部改正

※平成 10 年 6 月 7 日一部改正

※平成 11 年 5 月 30 日一部改正

※平成 14 年 6 月 2 日一部改正

※平成 15 年 6 月 1 日一部改正

※平成 19 年 5 月 27 日一部改正

※平成 24 年 5 月 27 日一部改正

※平成 25 年 4 月 21 日一部改正

※令和 6 年 4 月 27 日一部改正

専 門 部 会 規 則

第 1 章 総 則

この規則は浜松市助産師会会則第 4 条に基づき規定する。

(名称)

第 1 条 浜松市助産師会に、次の 3 専門部会を置く。

浜松市助産師会（以下本会という）の会員は次のいずれかの部会に属する。各部会は次のように称する。

1. 助産所部会
2. 保健指導部会
3. 勤務助産師部会

(目的)

第 2 条 専門部会の目的は各々次のとおりである。専門部会会員の社会的地位の向上、福祉に関する調査研究を行い、会員相互の親睦を図るとともに、本会の事業推進のため、各部会は相互に連携した事業を行う。

1. 助産所部会

本部会は収容施設を有する開業助産師ならびに助産所に勤務する助産師及び出張分娩を業とする開業助産師の専門知識及び技術の維持・向上を図る。

2. 保健指導部会

本部会は収容施設を有さず、出張を中心に保健指導を業とする開業助産師の諸問題の検討ならびに技術の維持・向上を図る。

3. 勤務助産師部会

本部会は病院、診療所もしくは学校、養成所等に勤務する助産師の、諸問題の検討及び専門知識ならびに技術の維持・向上を図る。

(事業)

- 第 3 条 各部会の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 各部会に所属する助産師の教育に関する事項
 2. 各部会助産師に関する事項の調査研究
 3. 各部会助産師の相互の交流に関する事項
 4. その他

(事業費)

- 第 4 条 各部会事業活動に必要な経費は、一般会計より支出する。

(事務所)

- 第 5 条 専門部会の事務所は部会長所在地に置く。

第 2 章 部 会 員

(入退会)

- 第 6 条 専門部会の会員は浜松市助産師会の会員とする。

(資格喪失)

- 第 7 条 専門部会は次の理由により資格を失う。
- (1)本会員でなくなったとき
 - (2)本会から除名されたとき

(除名)

- 第 8 条 本会及び各部会の名誉を傷つけ、又は、部会の目的に反する行為があった会員は、本会幹事会の議を経て総会において除名することができる。

第 3 章 部 会 役 員

(部会役員の選出・任期)

- 第 9 条 各部会に次の部会役員を置く。
- (1)部会長 1名
 - (2)副部会長 1名

(部会役員の任務)

- 第 10 条 各部会長は各部会を代表し会務を統括し、各部会の財務・広報・渉外等を行う。

(部会役員の選出・任期)

- 第 11 条 各部会長、副部会長は部会員の中から選出し幹事会の承認を得る。
2. 各部会役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(部会役員会)

- 第 12 条 各部会役員会は各部会長が必要に応じて開催する。各部会長は本会役員の出席を求めることができる。

第 4 章 部 会 集 会

(部会集会)

- 第 13 条 各部会集会は、部会定期集会と部会臨時集会とに分ける。
- 各部会定期集会は、毎年 1 回部会長が招集する。
- 各部会臨時集会は、各部会長が必要と認められた場合に招集することができる。

2. 各部会の5分の1以上から会議の目的たる事柄とその理由とを書いて、各部会臨時集会招集の要求があった場合には、各部会長は本会役員会の承認を得て、速やかに各部会の臨時集会を招集しなければならない。

3. 各部会集会の議長は、出席部会員の中から選出する。

(部会集会の招集)

第 14 条 各部会集会の招集は、開会前 5 日迄に会議の目的たる事柄・日時・場所を部会員に通知しなければならない。

(部会集会の開催)

第 15 条 各部会集会は年 1 回以上開催する。但し、部会員が部会集会に出席できない時は委任状をもって委譲させることができる。但し、委譲されるものは部会員に限る。
なお選挙の場合は委任状を行使できない。

2. 各部会集会の議決及び、承認は、出席者の多数決による。可否同数のときには議長がこれを決める。

(部会集会の報告)

第 16 条 各部会長は次の事柄について、役員会及び幹事会に報告しなければならない。

(1)庶務報告

(2)その他

第 5 章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第 17 条 この会則の変更は本会役員会の議を経て幹事会の承認を得る。

第 6 章 雑 則

(雑則)

第 18 条 此の会則に定める事項のほか、必要な事項は各部会役員会において別に定める。

第 7 章 付 則

(施行規則)

この規則は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

※平成 14 年 6 月 2 日一部改正

※平成 24 年 5 月 27 日一部改正

※令和 6 年 4 月 27 日一部改正